

## 中間連結財務諸表

当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）の中間連結財務諸表及び、当中間連結会計期間（自2021年4月1日 至2021年9月30日）の中間連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

### 中間連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2020年度中間期末 (2020年9月30日)	2021年度中間期末 (2021年9月30日)
<b>(資産の部)</b>		
現金預け金	167,590	155,041
金銭の信託	1,133	1,107
有価証券	299,822	299,226
貸出金	738,624	741,866
外国為替	1,190	632
リース債権及びリース投資資産	6,653	6,186
その他固定資産	14,095	13,833
有形固定資産	15,615	15,718
無形固定資産	192	217
退職給付に係る資産	-	258
繰延税金資産	759	4
支払承諾見返	1,816	1,841
貸倒引当金	△ 12,547	△ 12,412
<b>資産の部合計</b>	<b>1,234,947</b>	<b>1,223,523</b>
<b>(負債の部)</b>		
預金	1,028,646	1,001,518
譲渡性預金	20,780	27,230
コールマネー及び売渡手形	2,539	-
借用金	96,164	102,097
外国為替	0	-
その他負債	9,798	9,426
賞与引当金	377	367
退職給付に係る負債	32	20
睡眠預金払戻損失引当金	178	165
株式報酬引当金	40	43
繰延税金負債	116	1,343
再評価に係る繰延税金負債	1,586	1,536
負のれん	76	59
支払承諾	1,816	1,841
<b>負債の部合計</b>	<b>1,162,153</b>	<b>1,145,650</b>
<b>(純資産の部)</b>		
資本	19,544	19,544
資本剰余金	16,699	16,696
利益剰余金	27,223	27,938
自己株式	△ 189	△ 168
<b>株主資本合計</b>	<b>63,277</b>	<b>64,009</b>
その他有価証券評価差額金	3,117	7,365
土地再評価差額金	3,302	3,189
退職給付に係る調整累計額	△ 28	84
その他の包括利益累計額合計	6,391	10,639
新株予約権	38	30
非支配株主持分	3,086	3,192
<b>純資産の部合計</b>	<b>72,793</b>	<b>77,872</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>1,234,947</b>	<b>1,223,523</b>

### 中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2020年度中間期 (2020年4月1日から 2020年9月30日まで)	2021年度中間期 (2021年4月1日から 2021年9月30日まで)
経常収益	12,036	11,097
資金運用収益	7,056	6,890
(うち貸出金利息)	(5,033)	(4,890)
(うち有価証券利息配当金)	(1,980)	(1,907)
役員取引等収益	1,018	1,100
その他業務収益	2,596	2,881
その他経常収益	1,365	225
経常費用	10,625	9,569
資金調達費用	223	128
(うち預金利息)	(193)	(111)
役員取引等費用	871	811
その他業務費用	2,207	2,639
営業経費	5,833	5,627
その他経常費用	1,489	362
経常利益	1,410	1,528
特別利益	202	153
固定資産処分益	202	153
特別損失	17	83
固定資産処分損失	12	1
減損損失	4	81
税金等調整前中間純利益	1,595	1,598
法人税、住民税及び事業税	649	173
法人税等調整額	△ 237	97
法人税等合計	411	270
中間純利益	1,184	1,328
非支配株主に帰属する中間純利益	27	7
親会社株主に帰属する中間純利益	1,156	1,321

### 中間連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科 目	2020年度中間期 (2020年4月1日から 2020年9月30日まで)	2021年度中間期 (2021年4月1日から 2021年9月30日まで)
中間純利益	1,184	1,328
その他の包括利益	2,063	1,068
その他有価証券評価差額金	2,060	1,077
退職給付に係る調整額	3	△ 8
<b>中間包括利益</b>	<b>3,248</b>	<b>2,396</b>
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	3,175	2,379
非支配株主に係る中間包括利益	72	17

## 中間連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

2020年度中間期（2020年4月1日から2020年9月30日まで）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	19,544	16,699	26,159	△ 189	62,213
当中間期変動額					
剰余金の配当			△ 263		△ 263
親会社株主に帰属する 中間純利益			1,156		1,156
自己株式の取得				△ 0	△ 0
自己株式の処分		-		-	-
土地再評価差額金の取崩			171		171
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	1,064	△ 0	1,064
当中間期末残高	19,544	16,699	27,223	△ 189	63,277

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	1,102	3,474	△ 32	4,544	38	3,015	69,811
当中間期変動額							
剰余金の配当							△ 263
親会社株主に帰属する 中間純利益							1,156
自己株式の取得							△ 0
自己株式の処分							-
土地再評価差額金の取崩							171
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	2,015	△ 171	3	1,847	-	70	1,917
当中間期変動額合計	2,015	△ 171	3	1,847	-	70	2,981
当中間期末残高	3,117	3,302	△ 28	6,391	38	3,086	72,793

2021年度中間期（2021年4月1日から2021年9月30日まで）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	19,544	16,699	26,774	△ 190	62,827
当中間期変動額					
剰余金の配当			△ 264		△ 264
親会社株主に帰属する 中間純利益			1,321		1,321
自己株式の取得				△ 0	△ 0
自己株式の処分		△ 3		21	17
土地再評価差額金の取崩			107		107
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	△ 3	1,164	21	1,181
当中間期末残高	19,544	16,696	27,938	△ 168	64,009

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	6,298	3,296	93	9,688	38	3,177	75,732
当中間期変動額							
剰余金の配当							△ 264
親会社株主に帰属する 中間純利益							1,321
自己株式の取得							△ 0
自己株式の処分							17
土地再評価差額金の取崩							107
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	1,067	△ 107	△ 8	950	△ 7	15	957
当中間期変動額合計	1,067	△ 107	△ 8	950	△ 7	15	2,139
当中間期末残高	7,365	3,189	84	10,639	30	3,192	77,872

中間連結キャッシュ・フロー計算書 (単位: 百万円)

科 目	2020年度中間期 (2020年4月1日から 2020年9月30日まで)	2021年度中間期 (2021年4月1日から 2021年9月30日まで)
<b>I 営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純利益	1,595	1,598
減価償却費	396	394
減損損失	4	81
負ののれん償却額	△ 8	△ 8
貸倒引当金の増減(△)	693	242
賞与引当金の増減(△は減少)	11	△ 6
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	—	△ 74
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△ 111	△ 7
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△ 10	△ 4
株式報酬引当金の増減額(△は減少)	5	△ 4
資金運用収益	△ 7,056	△ 6,890
資金調達費用	223	128
有価証券関係損益(△)	△ 1,023	△ 161
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△ 64	△ 37
為替差損益(△は益)	0	△ 0
固定資産処分損益(△は益)	△ 189	△ 151
貸出金の純増(△)減	△ 26,539	△ 6,061
預金の純増減(△)	109,408	△ 5,858
譲渡性預金の純増減(△)	△ 33,920	△ 14,430
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	30,821	△ 610
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△ 6,118	△ 523
コールマネー等の純増減(△)	906	△ 3,099
外国為替(資産)の純増(△)減	12	267
外国為替(負債)の純増減(△)	0	△ 5
リース債権及びリース投資資産の純増(△)減	239	375
資金運用による収入	7,160	6,901
資金調達による支出	△ 221	△ 195
その他の	1,235	234
小 計	77,453	△ 15,767
法人税等の支払額	△ 341	△ 812
営業活動によるキャッシュ・フロー	77,112	△ 16,579
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△ 38,130	△ 16,502
有価証券の売却による収入	11,865	6,332
有価証券の償還による収入	29,838	21,083
有形固定資産の取得による支出	△ 496	△ 417
有形固定資産の売却による収入	501	281
有形固定資産の除却による支出	△ 11	—
無形固定資産の取得による支出	△ 8	△ 40
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,559	10,737
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
配当金の支払額	△ 263	△ 264
非支配株主への配当金の支払額	△ 2	△ 2
自己株式の取得による支出	△ 0	△ 0
自己株式の売却による収入	—	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 266	△ 266
<b>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	△ 0	0
<b>V 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)</b>	80,406	△ 6,108
<b>VI 現金及び現金同等物の期首残高</b>	80,521	160,060
<b>VII 現金及び現金同等物の中間期末残高</b>	160,927	153,951

2021年度中間期注記事項  
(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

- 連結の範囲に関する事項
  - 連結子会社 4社  
株式会社高銀ビジネス、オーシャンリース株式会社、株式会社高知カード、こうざん地域協働投資事業有限責任組合
  - 非連結子会社 1社  
こうざん地域協働投資事業有限責任組合2号  
非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。
- 持分法の適用に関する事項
  - 持分法非適用の非連結子会社 1社  
こうざん地域協働投資事業有限責任組合2号  
持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。
- 連結子会社の中間決算日等に関する事項  
連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。  
9月末日 4社
- 会計方針に関する事項
  - 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
  - 有価証券の評価基準及び評価方法
    - 有価証券の評価は、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
    - 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
  - デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
  - 固定資産の減価償却の方法
    - 有形固定資産(リース資産を除く)  
有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建 物: 39年~50年  
その他: 5年~10年
    - 無形固定資産  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金の計上基準  
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
破綻懸念先及び要管理先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。  
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,760百万円であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められた額を計上しております。

(8) 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、当行の取締役(社外取締役を除く)への将来の当行株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、ポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：発生年度一括損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際の連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 重要な収益及び費用の計上基準

当行グループの顧客との契約から生じる収益は、主に「預金・貸出業務」「為替業務」「証券関連業務」による役務の提供に対する収益等から構成されており、顧客への役務提供時点等において当行グループの履行義務が充足されると判断しており、当該時点等で収益を認識しております。

また、ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準(貸手側)については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) 負ののれんの償却方法及び償却期間

20年間の定額法により償却を行っております。

(13) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(14) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

(15) 投資信託の解約損益

投資信託の解約損益は、銘柄ごとに集計し、解約益の場合は「有価証券利息配当金」、解約損の場合は「国債等債券償還損」にて計上しております。

(16) 株式配当金

株式の配当金は、その支払を受けた日の属する事業年度に計上しております。

(17) 外貨建その他有価証券の換算差額の処理

外貨建その他有価証券の換算差額は、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、クレジットカードの年会費について一時点で収益を認識しておりましたが、一定の期間にわたって収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当中間連結会計期間の期首の利益剰余金の残高に与える影響はありません。また、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当中間連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、中間連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる中間連結財務諸表への影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(追加情報)

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

当行は、2018年3月期より、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当行の取締役(社外取締役を除く。以下同じ。)を対象に、業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入しております。なお、新規に新株予約権の付与は行わないこととしております。

1. 取引の概要

本制度は、当行が金銭を提出することにより設定する信託(以下「本信託」という。)が当行株式を取得し、各取締役に対して当行が定める株式交付規程に従い、業績達成度等一定の基準に応じて当行が付与するポイントの数に相当する当行株式及び当行株式に代わる金銭が、本信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。

2. 信託に残存する当行の株式

信託に残存する当行の株式は、株主資本において自己株式として計上しており、当中間連結会計期間末における当該自己株式の帳簿価額は45,785千円、株式数は36千株であります。

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見振り)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見振りの仮定につきましては、前連結会計年度のディスクロージャー誌の(重要な会計上の見振り)に記載した内容から重要な変更はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

破綻先債権額	862百万円
延滞債権額	28,483百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

貸出条件緩和債権額	4,328百万円
-----------	----------

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

合計額	33,673百万円
-----	-----------

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和2年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

2,619百万円

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	101,910百万円
貸出金	11,143百万円
計	113,053百万円
担保資産に対応する債務	
預金	610百万円
借入金	98,000百万円
その他負債	3,490百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。	
有価証券	2,142百万円
現金預け金	18百万円
その他資産	4百万円
また、その他資産には、中央清算機関差入証拠金及び保証金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。	
中央清算機関差入証拠金	5,000百万円
敷金保証金	245百万円
その他の保証金	928百万円

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

融資未実行残高	190,836百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	190,041百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	1999年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。	
同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	5,025百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額	15,569百万円
---------	-----------

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	16,420百万円
--	-----------

(中間連結損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

株式等売却益	97百万円
償却債権取立益	39百万円
金銭の信託運用益	37百万円

2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

給料・手当	3,024百万円
-------	----------

3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

貸倒引当金繰入額	302百万円
貸出金償却	15百万円
株式等償却	10百万円

4. 継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの減少等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
高知県内	営業店舗	土地	44
		建物	28
愛媛県内	営業店舗	土地	7
		建物	0

当行の資産のグルーピングについては、稼働資産は管理会計上において継続的な収支の把握を行っている単位である各営業店舗とし、また遊休資産等（売却・廃止予定店舗を含む）については各資産としております。

回収可能価額の算定は、正味売却価額によってあり、不動産鑑定評価等に基づく評価から処分費用見込額を控除して算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計	当中間連結会計	当中間連結会計	当中間連結会計	摘要
	年度期末株式数	期間増加株式数	期間減少株式数	期間末株式数	
発行済株式					
普通株式	10,244	-	-	10,244	
第1種優先株式	7,500	-	-	7,500	
合計	17,744	-	-	17,744	
自己株式					
普通株式	130	0	15	115 (注) 1, 2	
合計	130	0	15	115	

(注) 1. 自己株式における普通株式の当中間連結会計期間末株式数には、株式交付信託が保有する当行株式36千株が含まれております。

2. 自己株式における普通株式の増加株式数0千株は、単元未満株式の買取請求による増加であり、減少株式数15千株は、株式交付信託からの株式交付等8千株及びストック・オプションの権利行使に伴う譲渡7千株による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会計期間末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計年度期末	当中間連結会計期間増加	当中間連結会計期間減少		
	ストック・オプションとしての新株予約権		-	-	-	-	30
	合計		-	-	-	-	30

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	152百万円	15.00円
	第1種優先株式	112百万円	14.952円

(決議)	株式の種類	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	2021年3月31日	2021年6月28日
	第1種優先株式	2021年3月31日	2021年6月28日

(注) 「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当行株式（2021年3月31日基準日：45千株）に対する配当金675千円が含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額
2021年11月10日 取締役会	普通株式	101百万円	利益剰余金	10.00円
	第1種優先株式	75百万円	利益剰余金	10.048円

(決議)	株式の種類	基準日	効力発生日
2021年11月10日 取締役会	普通株式	2021年9月30日	2021年12月3日
	第1種優先株式	2021年9月30日	2021年12月3日

(注) 「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当行株式（2021年9月30日基準日：36千株）に対する配当金369千円が含まれております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預け金勘定	155,041百万円
普通預け金	△ 755百万円
定期預け金	△ 148百万円
その他預け金	△ 187百万円
現金及び現金同等物	153,951百万円

(リース取引関係)

リース取引関係について、記載すべき重要なものはありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注1)参照)。また、現金預け金、外国為替(資産・負債)、コールマネー及び売渡手形は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	1,107,000	1,107,000	-100
(2) 有価証券			
その他有価証券	297,556	297,556	-
(3) 貸出金	741,866		
貸倒引当金(*)	△ 11,937		
	729,928	732,580	2,651
資産計	1,028,592	1,031,244	2,651
(1) 預金	1,001,518	1,001,560	41
(2) 譲渡性預金	27,230	27,230	-
(3) 借入金	102,097	102,073	△ 23
負債計	1,130,845	1,130,864	18

(\*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

区 分	時 価
非上場株式(*) (注2)	1,147,000
組合出資金(*) (注3)	522,000

(\*) 1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和元年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。  
 (注2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について0百万円の減損処理を行っております。  
 (注3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価  
 レベル2の時価: 観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価  
 レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

区 分	時 価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
金銭の信託	-100	1,107,000	-100	1,107,000
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	14,727	2,735	-	17,463
社債	-	155,554	17,542	173,097
株式	16,781	-	-	16,781
その他	-	46,664	5,723	52,387
資産計	31,509	206,061	23,266	260,837

(\*) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日)第26項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。中間連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は37,826百万円であります。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時 価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
貸出金	-100	-	732,580	732,580
資産計	-	-	732,580	732,580
預金	-	1,001,560	-	1,001,560
譲渡性預金	-	27,230	-	27,230
借入金	-	102,073	-	102,073
負債計	-	1,130,864	-	1,130,864

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

有価証券

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

投資信託は、公表されている基準価額によっており、時価の算定に関する会計基準の適用指針第26項に従い経過措置を適用し、レベルを付しておりません。

自行保証付私算債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くこと等により、現在価値を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。個人ローン等は、商品ごとのキャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル3に分類しております。

負 債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、定期預金は新規に預金を受け入れる際に使用する利率、譲渡性預金はスワップ金利を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をスワップ金利及び同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私債	割引現在価値法	割引率	0.574% - 11.325%	0.808%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

期首残高	損益に計上(*1)	その他の包括利益に計上(*2)	購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益又はその他の包括利益	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
有価証券								
その他有価証券								
社債	18,344	△6	△34	△760	-	-	17,542	-
その他	5,751	16	△45	-	-	-	5,723	-

(\*1) 損益計算書に含まれております。

(\*2) 包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは時価の算定に関する方針及び手続に従い、各取引部門が時価を算定・検証しております。時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率  
割引率はスワップ金利等に信用スプレッドを上乗せした利率で算定しております。  
信用スプレッドは、格付別に過去の取引先の倒産実績をもとに算定した倒産確率を用いて算定しており、倒産確率の大幅な上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

(有価証券関係)

※1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。

※2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. その他有価証券

	種類	中間連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	13,346百万円	6,497百万円	6,848百万円
	債券	159,598	157,134	2,464
	国債	13,740	13,153	586
	地方債	2,735	2,631	104
	社債	143,122	141,349	1,773
	その他	64,820	60,692	4,127
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	外国債券	42,817	41,682	1,135
	小計	237,765	224,324	13,441
	株式	3,435百万円	4,229百万円	△ 794百万円
	債券	30,962	31,164	△ 201
	国債	987	1,011	△ 24
	地方債	-	-	-
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	社債	29,974	30,152	△ 177
	その他	25,393	26,914	△1,520
	外国債券	9,570	9,645	△ 74
	小計	59,791	62,308	△2,517
合計	297,556	286,632	10,923	

(注) 市場価格のない株式等及び組合出資金(中間連結貸借対照表計上額1,669百万円)については、上表の「その他有価証券」には含まれておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。  
当中間連結会計期間における減損処理額は、社債6百万円でありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として、銘柄ごとに次のとおり定めております。

- ① 時価が取得原価に対して50%以上下落している場合
- ② 時価が取得原価に対して30%以上50%未下落し、かつ発行会社の業績推移等を勘案した一定の基準に該当した場合

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託  
該当事項はありません。
2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)  
該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

評価差額	10,934百万円
その他有価証券	10,934百万円
その他の金銭の信託	-百万円
(△) 繰延税金負債	3,293百万円
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	7,641百万円
(△) 非支配株主持分相当額	275百万円
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-百万円
その他有価証券評価差額金	7,365百万円

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引については、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
通貨先物	売建	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円
	買建	-	-	-	-
金融商品取引所	通貨オプション	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
店頭	買建	-	-	-	-
	通貨スワップ	-	-	-	-
為替予約	売建	17,419	-	△300	△300
	買建	99	-	1	1
通貨オプション	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
その他	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
合計		-	-	△299	△299

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

## (収益認識関係)

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			計	その他	合計
	銀行業	リース業	クレジット カード業			
預金・貸出業務	114	-	-	114	-	114
為替業務	311	-	-	311	-	311
証券関連業務	243	-	-	243	-	243
その他	169	-	119	288	-	288
顧客との契約から 生じる収益	838	-	119	957	-	957
その他の収益	7,542	2,582	14	10,140	-	10,140
外部顧客に対する 経常収益(注)	8,380	2,582	133	11,097	-	11,097

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っており、顧客との契約から生じる収益は主に「預金・貸出業務」「為替業務」「証券関連業務」による役務の提供に対する収益等から構成されております。

## ①預金・貸出業務

預金・貸出業務における主な収益は、口座振替手数料であり、振替の完了時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。

## ②為替業務

為替業務における主な収益は、振込手数料であり、振込の完了時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。

## ③証券関連業務

証券業務における主な収益は、投信販売手数料及び投信取扱報酬手数料であり、投信販売手数料については、顧客へ販売完了時点において履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。また、投信取扱報酬手数料については、各投資信託の決算時等に当行グループの取扱いに係る信託財産の純資産総額が確定したとき等に収益を認識しております。

## (1株当たり情報)

## 1. 1株当たり純資産額

1株当たり純資産額 5,881円35銭

(注) 1. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の当中間連結会計期間における株式数は36千株であります。

## 2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

純資産の部の合計額	77,872百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	18,298百万円
（うち新株予約権）	30百万円
（うち非支配株主持分）	3,192百万円
（うち優先株式）	15,000百万円
（うち優先配当額）	75百万円
普通株式に係る中間期末の純資産額	59,573百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数	10,129千株

## 2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

(1) 1株当たり中間純利益 123円11銭

(算定上の基礎)

親会社株主に帰属する中間純利益	1,321百万円
普通株主に帰属しない金額	75百万円
うち中間優先配当額	75百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	1,245百万円
普通株式の期中平均株式数	10,120千株

(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益 46.52円

(算定上の基礎)

親会社株主に帰属する中間純利益調整額	75百万円
普通株式増加数	18,280千株
うち優先株式	18,245千株

希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要

-

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は、1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当中間連結会計期間において42千株であります。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。